

平成16年 第4回沼田町議会定例会（2日目）会議録

平成16年12月17日（金）

午後3時24分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
11番		野道夫	議員	12番	橋場守	議員
13番		大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員長	高松慶子	君	農業委員会 会長	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	藤間武	君	総務課長	金子幸保	君
地域開発課長	生沼篤司	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	矢野潔	君	住民生活課長	辻広治	君
建設課長	神憲彦	君	和風園園長	中村幸雄	君
旭寿園園長	田中聡	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松田剛	君	次長	金平嘉則	君
-----	-----	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長（矢野潔）君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	浅野信行	君	書記	斉藤真二	君
------	------	---	----	------	---

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）ご苦労様です。ただ今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 室田議員、2番 横山議員を指名致します。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、議案第63号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）議案第63号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画について。過疎地域自立促進特別措置法第9条の規定により、沼田町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり提出する。平成16年12月16日提出、沼田町長名でございます。

この過疎計画につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法というものが制定されまして、これが10年間の時限立法ということで今日まで4回に渡って法律の制定が成されてきたところであります。現行法は平成12年に同じく10年の時限立法として制定されたものでございまして、本年16年度を以って計画満了ということになりまして、17年度より新しい計画がスタートすることになっております。計画の策定にあたりましては、過疎地域の自治体が、まず原案を作りまして予め道と協議を行った後に市町村議会の議決を得て計画を定めるという、こういう定めがございます。それに従いまして今回提案を行うものでございます。

それでは、別にお配りしております計画の方をご覧いただきたいと思っております。

(以下、沼田町過疎地域自立促進市町村計画内容説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○10番（中村保夫議員）議長。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○10番（中村保夫議員）10番、中村でありますけれども、先程、町長から厚生病院の話について説明を伺いました。過疎債として建てることはないのかなというふうな思いも持ちながら、もし、この過疎債を使うことであれば、厚生病院の改築という1項目をここに加えるといったようなことが必要になるのではないかなと。

最近、にわかに出てきた話のようですので、このペーパーを作るのには間に合わなかったと思うのですけれども、もし必要であれば、ここに書き加えるべきではないのでしょうか。その点について答弁をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、地域開発課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）病院の改築の項目については、この計画のところには載ってはおりませんが、最近そういった厚生連からの申し入れがあったという話も聞いておまして、これにつきましては、そういう事業が実施される段階において必要であれば、この中に登載していくことは可能でございますので、そういったことになろうかと思えます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第64号。財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第64号。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成16年12月16日提出。町長名でございます。次ページをお開きを願いたいと思います。

（「説明省略」の声あり）

○財政課長（辻山典哉課長）よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、承認第6号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第6号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成16年12月16日提出、町長名であります。次ページをお願い致します。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成16年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。平成16年11月29日付けで、町長名でございます。別冊の専決第2号補正予算、1ページをお開き願いたいと思います。

(以下、朗読説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員）12番。後の方で請願が出ていまして、そこで立場を明らかにしなくてはならないのでありまして、私たち共産党は、自衛隊の増強については本来そこに使われている、本当に莫大な費用が使われているわけですが、それを減らして行って、当面2兆円ぐらいの財源を減らして、あと無駄ないろいろな公共事業等を減らして行って約10兆円の予算を浮かして、それを国民の負担増にされるようなものにまわしていけると、そういう要求をしているわけでありまして、そういう立場から言うと賛成するわけにはいかないもので、反対をしておきます。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することに賛成の方、挙手を願

います。

(挙手多数)

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第65号。平成16年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第65号。平成16年度沼田町一般会計補正予算について。平成16年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年12月16日提出、町長名であります。別冊の補正予算第5号、1ページの方をお開きを願いたいと思います。

(以下、平成16年沼田町一般会計補正予算（第5号）を説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第66号 平成16年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（中村幸雄園長）議案第66号 平成16年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成16年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年12月16日提出、町長名でございます。

(以下、補正予算第2号内容説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第7、議案第67号 平成16年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長(田中 聡園長) 議案第67号 平成16年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成16年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年12月16日提出、沼田町長名でございます。

(以下、別冊補正予算第2号内容説明)

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第8、議案第68号 平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第68号 平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成16年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年12月16日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算書第3号をご覧くださいと思います。

（「説明省略」の声）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第69号 平成16年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第69号 平成16年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成16年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年12月16日提出、町長名でございます。

（以下、補正予算第2号内容説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第70号 平成16年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第70号 平成16年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成16年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成16年12月16日提出、町長名でございます。

〔以下、補正予算第1号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩を致します。

16時25分 休憩

16時27分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、発議第2号、議員定数並びに議会活動等調査特別委員会の設置について外3件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第11、発議第2号。議員定数並びに議会活動等調査特別委員会の設置について、日程第12、請願第4号。米政策改革に関する請願について。日程第13、請願第5号。「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する請願について。日程第14、請願第6号。北海道の防

衛体制に係る請願について。以上、日程に追加することに決しました。

○12番議員（橋場 守議員）議長。議事進行についてちょっと、発言したいのですがよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）これ、浅野局長にお聞きしたいのですが、いつも思うのですが、これからまたもう1回これを付けなければいけないのですよ。その場合、一応議案として日程10まであったのですが、この日程11～14、それから又続くやつというのは、議会運営委員会でここに提案する事になっている訳です。そして全員協議会でもそうなっている訳です。そうすると日程11～14は、議会に諮って追加される予定のものと書いておけば、これ1枚で済むので、何回も刷ってまわす事はないと思うのですが、これはできないものですか。

○議長（吉田好宏議長）局長。

○事務局長（浅野信行局長）只今、議会運営委員長より提案がございましたので、次回まで勉強させて頂いて、そのようにできればしたいと思いますので、それまで宜しくお願い致します。

○12番議員（橋場 守議員）議運の委員長ではないです。12番、橋場 守です。

（特別委員会の設置）

○議長（吉田好宏議長）それでは、日程第11、発議第2号。議員定数並びに議会活動等調査特別委員会の設置についてを議題と致します。この際、本案の説明・質疑・討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。発議第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

お諮り致します。ただ今設置されました、議員定数並びに議会活動等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規程により、議長が指名致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって特別委員会の委員は議長が指名することに決しました。

お諮り致します。本特別委員会の委員に、全議員を指名致したいと思えます。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本特別委員会の委員は議員全員によるものと決しました。

更に、只今設置された議員定数並びに議会活動等調査特別委員会の閉会中の継続調査についてお諮り致します。

本件について、調査終了まで、閉会中の継続調査の権限を与えたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決しました。

(請願の一括審議)

○議長(吉田好宏議長) 請願の一括議題についてお諮り致します。この際、日程第12号、請願4号。日程第13、請願第5号。日程第14、請願第6号を一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、請願第4号・5号・6号は一括して議題とすることに決しました。

日程第12、請願第4号、米政策改革に関する請願について……

○12番議員(橋場 守議員) 議長。

○議長(吉田好宏議長) 12番。

○12番議員(橋場 守議員) 米政策改革に関する意見書なのですが、私はある議員から、食管法を廃止する時に、共産党は反対しなかったのだろうかと聞かれたのです。私は、その時は反対した。しかし当時は、農村の議員さんの皆さんも殆ど反対の立場に立っていなかったのです。私はそう振り返ってみると、米の問題は米の問題だけではなくて、全ての政治の進行と絡んだ中での米の問題なのです。ですから、国の財政がどちらの方に進んでいるかという事から、大きな観点からこの問題は判断しなければならないと思うのです。

この後、意見書……あっ、それで、聞きたいのですが、米の価格だけではなくて実際に、ここに書いてある事は本当にそうなのですが、国の方針としては中曽根内閣の時代に、大企業が財界が米のような、言ってみれば彼達から言うと、生産力もそう変わらないし、自然相手ですから当たり前のものであります。工業製品と同じような立場に立って、米のような農業のような、進展性の発展性の無いような所に税金を使うのは無駄だという観点から、どんどん農業政策は変えていったのです。そ

して、財界の立場に立って、食料は安い所から買えという事で、農業に対する補助金やそういうものを、予算そのものを減らしていった。

更に、農業予算の大部分の分が、公共事業に回されているのです。価格補償の方には本当に使われなような状況になっている。そういう所で、やはり本当に農業を守っていくという上では、価格補償というのは絶対にやらなければならないと思うのです。観点として、例えば昨日の質問の中で、国の方は例えば敬老祝い金などをやるのは、無駄だとか無駄遣いだとか言っている訳です。ところが、本来から言うとそのそれは、国民の福祉のためにやる事ですから最高正しいことなのですね。そして二重価格制というのは、食料を生産する人達には生活費と所得をきちっと再生産する費用をきちんと賄うような価格で買い上げて、国民には生活を圧迫しないように安く売るという制度だったのです。これを大きく考えてみたら、全生産者と消費者ですから、全国民に対する税金の使い方として、私は一番正しい使い方だと思うのです。

そういう事をやはり、米の農産物の問題について、そういう立場での国に要求するつもりはないのかどうか、今一番大変なことは、食料というもの、それから農業というものを、命を育むという観点よりも、国際的な多国籍企業によって食料やそういうものが命を育むものではなくて、金儲けの手段として使われているのです。ここに焦点を向けて要求するような事が大事ではないか、言ってみれば輸入を無制限にするなどか、そういう要求を入れていく必要があるのではないかと思うのですがどんなものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）紹介議員の中村さん。簡単に。

○10番（中村保夫議員）私たまさか紹介議員をやらせて頂いておりますけども、これについては津川議員から提出をされ、私も同意をして提出をさせて頂いております。今、橋場議員さんからそれぞれ言われました事については、全く同じ見識で出させて頂いているというふうに私は聞かせて頂きました。今後も、国民の胃袋を守る為に、安定的な生産を行うために、この請願書に是非同意を頂いて、満場一致の中で意見書として上げて頂きまして、関係省庁に送りたいと思いますのでどうか宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい。12番。

○12番議員（橋場 守議員）私これには反対するとは言っていないのです。ただ、もう少し国に対する根本的な要求を入れてほしいという要望、意見そういう質問です。

○議長（吉田好宏議長）1番。

○1番議員（杉本邦雄議員）ちょっと橋場さんの意見に、反論する訳ではないのですが、問題はWTOという大きな壁があるという事です。この壁は緑の政策、黄色

の政策、赤の政策、それで食管制度は赤の政策なのです。それが出来ないという事で、今政策が変わってきた。それで、できるのは、黄色の政策、青の政策と、青の政策は直接所得補償。そういった事で、出来る部分は、黄色の政策はこの部分の中で最大限国がやっているというふうに解釈できないと、そういった面での運動。

それからもうひとつは、青の政策では所得補償政策を早くという事で、米改革並びに食料・農業・農村基本計画、これが一番、007年ですから再来年。それから、その基本計画に直接所得補償が入るか入らないか、そういうような中身なので相手がWTOだという事で、橋場さんはWTOに反してでもという事ですから、その辺が難しいところです。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）米の自由化が進められる時に、日本の代表が行ってWTOで色々とそれに反対してという事で、日本の新聞には出るらしいのですが、その後にアメリカの方の責任者や何かは、日本には風圧をかければいくらかでも譲歩する。こう言われているのです。ですから国に対してアメリカはWTOの中では今壊れはじめています。2回くらい決議できないで流れてしまっているのです。そういう状況がずっと国際的に出てきています。やはり日本の国に対して、WTOに従うことではなくて日本の農業を守るという立場で、アメリカと対決できるような要求を農民運動としていくべきではないかなと思っているのです。

○議長（吉田好宏議長）ほかに。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、請願第4号・5号・6号を一括して議題とすることに決しました。

日程第12、請願第4号。米政策改革に関する請願について。日程第13、請願第5号、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する請願について。日程第14、請願第6号。北海道の防衛体制に係る請願についてを一括議題と致します。

○12番議員（橋場 守議員）議長、6号に対しての発言あります。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）実はこの請願書の中には、私は地方の財政がこれだけ大変な状況になっているのですけども、国の財政が今のようなの状況のままでは、益々いじめられてしまうのです。やはり、国の財政を健全なものにして、本当に交付税を交付できるようなものにしていくとなれば、何かを変えなければならないのです。ようするに、約毎年5兆円使っている軍事費を減らすとか、色々ある訳です。

確かに沼田町においては、こういう施設があるので、それを引き上げられたら実際に大変だという事である訳ですが、陸上自衛隊でいうと、減らすと言っていますが、実際には今、定員に満たないで15万人くらいしかいないのです。実際には

国民に軍事費を減らすようなそぶりをしているけども、確かに今度の5ヵ年計画の中では少し減るのです。しかし、人員については全員補充されていないのです。そういう事からいって、私は補充をしないでこれを減らしていくという方向で私は、自分の首を自ら締めることにつながると思っている訳です。

それからこの中には、国際貢献。そういう話も出ています。ところが、自衛隊が今、国際貢献には人道支援については、全く邪魔をしているのです。アメリカの尻に乗って外国に軍隊を送るということ。イラクで航空自衛隊がアメリカの兵隊を運んだりしていますから、そういう支援はしているけども、人道支援においては全く逆な立場をとって邪魔をしています。今送られている自衛隊は、給水活動をやっていると言っていますが、その給水活動の中身を調べてみたら、自衛隊の費用として約377億円使っている。給水対象は、1万6千人分なのです。1日一人たった5リットル使うという支援をしているのです。給水量は1日80トンです。

ところが、国際NGOつまり非政府機関の人達がやっている仕事はどれだけかという、日本は377億円なのに約1億円で給水対象10万人です。

○議長（吉田好宏議長）12番。簡潔に。

○12番議員（橋場 守議員）一日一人の使用量としては、10リットルから20リットルを見通しているのです。それで1日あたり自衛隊は377億使いながら80トンなのです。NGOは1日1000トンから2000トン送っているのです。こういう中で、サマーワの人口は16万人で、給水必要な人口は9万人です。自衛隊員はサマーワで1日一人当たり100リットルの水を使っているのです。ところが、サマーワの人達は1日5リットルの計算です。陸上自衛隊はあそこに550人行っています。上水給水活動や学校復旧に携わっているのは120人なのです。それを警備するために430人の自衛隊があてがわれている。

このようにして、フランスの国際NGOの人達がやっている活動というのは、1億円で水を給水するという活動の中で、フランス人5人なのです。そして、イラク人100人使っている。こういうデータがあるのです。最近7月21日に、自民党の中川秀直さんと、民主党の樽床伸二の二人が行った時に……。

○議長（吉田好宏議長）12番。簡潔に。

○12番議員（橋場 守議員）はい、簡潔にといてもきちっと言わなかったら分かってもらえないのです。分からない人がいるそうですからもっと詳しくしないとイケないですね。

アーミーテージという国務副長官が、やっとな憲法9条が日米同盟関係の妨げにならなくなったと改憲論が、こう日本の代議士に言っているのです。これは10年前では議論は無理だったと、5年前でさえもささやかなければならなかった。今は、自由にやれるようになったという事なのです。ようするにアメリカの支援に自衛隊

が出ていっているという事で、人道支援にはならないと私は考えています。

○4番（久保 寛議員）議長、議事進行について。

○議長（吉田好宏議長）4番。

○4番（久保 寛議員）お許し頂きましたので、議長。議長の議事さばきは、意見を求めた訳でもないし、また、質疑も求めているのです。これはテープを回すと分かりますけども、項目を並べていて、一括でどうですかと言っている時にこの意見ですから、これは議長止めなければ駄目ですよ。これは質問なのか意見なのか何ですか。

○議長（吉田好宏議長）12番、簡潔にやって下さい。

○12番議員（橋場 守議員）発言を求めたら、はいと指名されました。それでやっている訳です。きちっとした事を言わなければ反対する理由にならない訳です。私はそういう立場から、これは増やすという事につながるのです。この意見書というのは。ですから、こういう増やすことにはならないと、そうすれば将来我々の首を締めることになる、福祉を圧迫するという立場から私はこの意見には、意見書の提案には反対だという事で終わります。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮り致します。請願第4号・5号・6号は採択することに賛成の方举手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。暫時休憩を致します。

16時47分 休憩

16時48分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。

只今採択された、請願に伴う意見書（案）等9件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、意見案第17号、米政策改革に関する意見書（案）について、日程第16、意見案第18号、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書（案）について、日程第17、意見案第19号、北海道の防衛体制に係る

意見書（案）について、日程第18、意見案第20号、三位一体改革に伴う財源確保に関する意見書（案）について、日程第19、意見案第21号、北方領土の早期返還を求める意見書（案）について、日程第20、意見案第22号、介護福祉士試験の見直しに関する意見書（案）について、日程第21、意見案第23号、所得税定率減税に関する意見書（案）について、日程第22、意見案第24号、平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書（案）について、日程第23、閉会中の所管事務調査の申し出について、以上日程に追加することに決しました。

（意見案の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第15、意見案第17号、米政策改革に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）意見は述べません。ただ、19号これだけには反対することを述べまして終わります。

○議長（吉田好宏議長）ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、意見案第18号、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。

本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第17、意見案第19号、北海道の防衛体制に係る意見書(案)についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第18、意見案第20号、三位一体改革に伴う財源確保に関する意見書(案)についてを議題と致します。

○12番議員(橋場 守議員) 議長、議事進行について。

○議長(吉田好宏議長) はい。

○12番議員(橋場 守議員) あのですね、私は19号だけ反対で、あとは賛成ですと言ったので、もしもこれから後24号まで誰かが意見なければ、一括してやって頂きたいと思えます。

○11番(野 道夫議員) いやいや、20、21、22と議長の言ったとおりやって下さい。

○議長(吉田好宏議長) いいですか、はい。それでは、橋場議員。はい。

提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第19、意見案第21号、北方領土の早期返還を求める意見書(案)についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第20、意見案第22号、介護福祉士試験の見直しに関する意見書(案)についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第21、意見案第23号、所得税定率減税に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第22、意見案第24号、平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（所管事務調査の申し出）

○議長（吉田好宏議長）日程第23、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。

本件は、各常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成16年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時56分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員